

平成21年（行コ）第261号公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 秋山 博 外17名

被控訴人 群馬県知事 外 1名

準備書面（9）

平成25年5月16日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被控訴人群馬県知事指定代理人

藤 城 和 義



同

渡 邊 恭 朗



同

佐 藤 迅



同

奈良原 宣之



同

相 澤 健 夫



同

赤 上 直 人



同	須田 康弘 
同	森田 徹 
同	関口 博久 
同	諏訪 吉彦 
同	野口 晴信 
同	星野 堅司 
同	本木 秀典 
同	栗原 健太 

被控訴人群馬県企業管理者指定代理人

	関川 千恵美 
同	近藤 一博 
同	角田 安則 
同	池田 ちあ 
同	関口 信久 

目 次

第 1	被控訴人準備書面（5）に対する反論	4
1	ダム貯水池周辺の地すべり調査	4
2	八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり 対策工	5
	（1）川原畑二社平地区について	5
	（2）林勝沼地区について	5
	（3）横壁白岩沢右岸地区について	6
	（4）横壁小倉（西久保）地区について	6
3	大滝ダム，滝沢ダムの現在の状況	7
4	八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における地すべり対策	7
	（1）地すべり地形等の抽出について	7
	（2）地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について	8
	（3）地すべり対策施設における地震対策について	8
5	まとめ	9
第 2	被控訴人準備書面（6）に対する反論	9

はじめに

控訴人らが、控訴理由書及び本件と同様の東京都関係の住民訴訟控訴審事件において主張（乙400・401号証。その後本件において提出された控訴人ら準備書面（13）と同様のものである。）している地すべりの危険性に関する問題については、当審における被控訴人ら準備書面（5）で反論を兼ねて説明したところであるが、この被控訴人らの反論に対し、控訴人らは、控訴人ら準備書面（14）により反論を行っている。

控訴人ら準備書面（14）における控訴人らの主張は、従前の主張を繰り返し述べているに過ぎないが、ご参考に供するため、本準備書面において、被控訴人らは、控訴人ら準備書面（14）の各主張に対応する被控訴人らの従前の主張の箇所を指摘することとする。

第1 被控訴人準備書面（5）に対する反論

1 ダム貯水池周辺の地すべり調査（控訴人ら準備書面（14）第2部1（1）29～31頁）

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、控訴人らが主張する4箇所の地すべり地について、現地調査が極めて不十分であるにもかかわらず、ダム本体工事へ移行するため一方的に安全宣言を行い、現在の地すべり防止工事をそのまま進めようとしているなどと主張しているが、原審における控訴人らの最終準備書面（5）第3章第2（2）ア・イ（63頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、原審における被控訴人ら準備書面（12）第1（3・4頁）、同（19）第4の2（3）イ③（30頁）、同（21）第4の1（2）（21・22頁）、準備書面（23）第5の1（35・36頁）及び当審における被控訴人ら準備書面（5）第1の2（1）イ（ア）（14頁）に述べており、また、乙216号証の1（以下「地

すべり回答」という。) 回答オ (5・6頁), 乙289号証の1 (以下「奥西意見書回答」という。) 回答1 (4・5頁) で述べられているとおりである。

2 ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり対策工 (控訴人ら準備書面 (14) 第2部1 (2) ~ (4) 31~42頁)

控訴人らは, 控訴人らが主張する具体的な地すべりの危険性について, 被控訴人らは実質的な反論を行っていないとして, 控訴人らが原審において主張していた貯水池周辺の4地区における地すべりの危険性に関する主張を繰り返している。

被控訴人らの反論について, 次のとおり被控訴人らの従前の主張の箇所を指摘しておく。

(1) 川原畑二社平地区 (控訴人ら準備書面 (14) 第2部1 (3) ア32・33頁, 第2部1 (4) ア40頁) について

控訴人らは, 二社平地区における, 国土交通省関東地方整備局の想定すべり面は, 地すべり区域を過小評価した場合のものであり, 計画されている対策工では, ダムの湛水により将来起こるであろう地すべりに対しては到底安全の確保は期待できないと主張しているが, このことについては, 原審における被控訴人ら準備書面 (12) 第1の2 (2) ウないしオ (12・13頁), 同 (23) 第5の2 (36頁) に述べており, また, 地すべり回答2ウないしオ (9・10頁), 奥西意見書回答2 (1) (8・9頁) で述べられているとおりである。

(2) 林勝沼地区 (控訴人ら準備書面 (14) 第2部1 (3) イ33~36頁, (4) イ40・41頁) について

控訴人らは、林地区勝沼の中央部の大きな地すべりについて、平成元年に国道145号とJR線路の岩盤に押し出しや沈下が認められ、群馬県が対策工事を行っているにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、地すべりの動きについて何の説明もせず、中央部の大きな地すべりを否定していると主張しているが、このことについては、原審における被控訴人ら準備書面(12)第1の3(2)(14・15頁)、同(23)第5の3(36頁)・第5の6(2)(39頁)に述べており、また、地すべり回答3(11・12頁)、奥西意見書回答2(2)(9・10頁)で述べられているとおりである。

(3) 横壁白岩沢右岸地区(控訴人ら準備書面(14)第2部1(3)ウ36～38頁、(4)ウ41・42頁)について

控訴人らは、白岩沢右岸地区における「ブロック⑦」の崩壊が、山の上部へ連鎖し拡大する危険性があるにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、何ら対策を講じていないと主張しているが、このことについては、原審における被控訴人ら準備書面(12)第1の5(2)(18・19頁)、同(23)第5の4(37頁)・第5の6(4)(39頁)に述べており、また、地すべり回答5(16・17頁)、奥西意見書回答2(4)(10・11頁)、乙300号証の1(奥西意見書に対する追加回答)で述べられているとおりである。

(4) 横壁小倉(西久保)地区(控訴人ら準備書面(14)第2部1(3)エ38～40頁、(4)エ42頁)について

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、横壁小倉地区において地すべりの発生後に対策工を施行したが、同様の地質・地形条件を持つ小倉地区の上下流側では地すべり対策は行われておらず、同地区で

発生した地すべりの危険性を見逃していたにもかかわらず、それらの教訓を活かそうとしていないと主張している。また、小倉地区一帯の法面保護工では地下水の侵出や土砂の流出も止まっておらず、同地区では地すべりの危険も土砂流失の危険も現在しているとも主張している。これらについては、原審における被控訴人ら準備書面（12）第1の4（2）（16・17頁）、同（23）第5の5（37・38頁）・第5の6（4）（39頁）に述べており、地すべり回答4（13・14頁）、奥西意見書回答2（3）（10頁）で述べられているとおりである。

3 大滝ダム、滝沢ダムの現在の状況（控訴人ら準備書面（14）第2部2 42～43頁）

控訴人らは、奈良県の大滝ダムや埼玉県滝沢ダムを失敗例であると繰り返し主張しているが、このことについては、当審における被控訴人ら準備書面（5）第1の2（3）（17・18頁）に述べたとおりである。

4 八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討（以下「八ツ場ダムの検討」という。）における地すべり対策

(1) 地すべり地形等の抽出（控訴人ら準備書面（14）第2部3（1）43頁）について

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局が行った八ツ場ダムの検討におけるレーザープロファイラー測量図による地すべり対象地等の抽出は、従来の地すべり抽出箇所22箇所を対象としたものであり、この22地域を細分化したにすぎないなどと主張するが、当審における控訴人ら準備書面（13）第3の1（2）ア（18頁）における控

訴人らの主張の域を出るものでなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（５）第１の２（４）ア（イ）（１９頁）に述べたとおりである。

（２）地すべり等の安定解析に用いる数値の設定（控訴人ら準備書面（１４）第２部３（２）４３・４４頁）について

控訴人らは、八ツ場ダムを検討における地すべり等の安定解析では「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説（平成２１年７月国土交通省河川局治水課）」（乙４０７号証）に基づき地すべりの安定解析に用いる数値を機械的に設定しているだけであり、八ツ場ダム周辺の地形・地質条件を考慮すべきであるなどと主張しているが、当審における控訴人ら準備書面（１３）第３の２（２）（２２～２４頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（５）第１の２（４）イ（イ）（２０頁）に述べたとおりである。

（３）地すべり対策施設における地震対策（控訴人ら準備書面（１４）第２部３（３）４４頁）について

控訴人らは、地震時における地すべりの挙動に関わる評価手法が現時点で研究途上であるからといって、地震時の外力を全く無視してよいということにはならないと主張しているが、控訴人らの主張には何ら理由がなく、何を言いたいのか不明である。

なお、地すべり対策施設における地震対策については、原審における被控訴人ら準備書面（２１）第４の２（２）（２２頁）及び当審における被控訴人ら準備書面（５）第１の２（４）ウ（イ）（２１頁）で述べており、奥西意見書回答３（２）（１３頁）に述べられている

とおりである。

5 まとめ

貯水池周辺の地すべりの調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般的であり、八ツ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られていくものであり、当審における被控訴人ら準備書面（5）第1の1（6～13頁）に述べたとおり、国土交通省関東地方整備局によって行われた八ツ場ダムの検討にその調査結果を反映することができたレーザープロファイラー等の最新技術による精度の高い調査もその一例であって、検討過程の一断面をとらえて、八ツ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのは極めて不適切である。

地すべりの問題は国の事業施行上の技術的問題に過ぎず、このような事柄は群馬県の住民監査請求における監査の対象ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ、地すべりの問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、住民訴訟の濫用を表わす主張ともいえる。

第2 被控訴人準備書面（6）に対する反論

控訴人らは、当審における控訴人ら準備書面（14）（45～51頁）において、被控訴人ら準備書面（6）に対して反論しているが、このことについては、当審における被控訴人ら準備書面（6）及び同（8）で述べたとおりであり、あえて再反論する必要はないと思われる。

以上